

〔研究ノート〕

イギリスにおける 障がい者信託（disabled person's trusts）と 課税に係る研究序論（2）

古 賀 敬 作

【目次】

- I. 序論-わが国の障がい者信託と課税-（第73巻5号）
- II. イギリスの障がい者信託（disabled person's trusts）課税の鳥瞰（第73巻5号）
- III. イギリスの障がい者信託等に係る相続税・所得税・キャピタルゲイン税における受託者の位置付け（第73巻6号・一部次号）
- IV. イギリスの障がい者信託関連判例分析と法理（次号）

III. イギリスの障がい者信託等に係る相続税・所得税・キャピタルゲイン税における受託者の位置付け

本章では、相続税とキャピタルゲイン税ないし所得税のとの関係に係る法構造の仕組みを、受託者の課税上の地位に着目して、紐解いていく。

（1）相続税とキャピタルゲイン税との交錯

現行 IHTA 1984 §11 は、家族を扶養するための（財産）処分（Dispositions for maintenance of family）に対して、以下の旨、定める。

曰く、「(1) 処分が、一方の当事者が結婚（またはシビル・パートナー）²³⁾において、相手方またはいずれか一方の子供のために行われた場合、または、次の (a) 若しくは (b) のために、当該処分が行われた場合には、価値の移転（譲渡）ではない (a transfer of value)。または相手方当事者若しくは

(a) 相手方の扶養のため、または

(b) 子供が18歳に達した後、フルタイムの教育または訓練を受けるのをやめる年までに終了する期間の子供の扶養、教育または訓練のため。

(2) 処分が、親の世話介護をしていない子のために行われる場合、かつ、当該処分が、(a)

23) イギリスは、2004年シビル・パートナーシップ法を制定し、同性カップルに対して婚姻に準じた権利及び責任を付与した（芦田 淳『【イギリス】異性間シビル・パートナーシップ規則の制定』外国の立法 No. 282-2 8 頁（2020）<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11448987_po_02820204.pdf?contentNo=1>2022年12月3日最終閲覧）。

その子が18歳に達する前までの期間、若しくは (b) その年齢に達した後にその子供がフルタイムの教育または訓練を終える前までの期間に行われる場合には、価値の移転（譲渡）ではない。ただし、上記 (b) 号は、その年齢に達する前に、その子が相当の期間、処分を行う者の世話介護をしていた場合に限る。

(3) 処分が、処分を行う者の扶養親戚のために行われ、当該親族の世話介護または扶養のための合理的²⁴⁾ な用意である場合には、価値の移転（譲渡）ではない。

(4) 処分が、処分を行う者の非嫡出子のために行われ、かつ、その子が18歳に達する前までの期間、またはその年齢に達した後にその子がフルタイムの教育または訓練を終える前までの期間に行われる場合には価値の移転ではない。」

ここでいう「処分」の文言の意味については、歳入関税庁の相続税に係る内部マニュアル (Inheritance Tax Manual: IHTM) では、それを「広範な通常の意味であり、現金その他の財産の処分および移転のあらゆる形態並びに者または当該者の財産に対して執行しうる一切の債務その他権利の放棄や消滅」(IHTM 04023) とする。また、「価値の移転（譲渡）」とは、保有遺産の価値の減少の結果として、ある者によりおこなわれる「処分」である (IHTM 04024)。一切の生前移転は、通常、「処分」に端を発し、「適格性を有する所有権益持分 (a qualifying interest in possession)」が存する場合には、死亡や財産の設定を基因として生ずる租税の賦課 (charges) は、価値の移転とみなされる (IHTM 04024)。もっとも、IHTA 1984 の適用上、障がい者信託への生前贈与は「潜在的に免除となる価値の移転（譲渡）(Potentially exempt transfers)」として取り扱われる (IHTA 1984 §3A(1) and (1A)(C)(ii))²⁵⁾。また、「所有権益持分 (interest in possession)」の意味については、

24) 「合理的」の意味について、IHTM 16062 は、「(その) 定義はないが、定義されていませんが、『世話介護 (care)』は、私的であろうと施設であろうと、サービスの提供をいう。『合理的』とは、譲渡人および親族の経済的およびその他の状況、および後者の無能力の程度 (IHTM 04179) または虚弱を考慮して、世話介護や扶養を行う目的で合理的に必要な額をいう」としている。

25) IHTA 1984 §3A(1A) は2006年財政法 (Finance Act 2006) により導入されたが、同項は、以下の旨定める。「Any reference in this Act to a potentially exempt transfer is also a reference to a transfer of value—

(a) which is made by an individual on or after 22nd March 2006,

(b) which, apart from this section, would be a chargeable transfer (or to the extent to which, apart from this section, it would be such a transfer), and

(c) to the extent that it constitutes—

(i) a gift to another individual,

(ii) a gift into a disabled trust, or

(iii) a gift into a bereaved minor's trust on the coming to an end of an immediate post-death interest.」

なお、IHTA 1984 §3A(1) は、「(1) Any reference in this Act to a potentially exempt transfer is a reference to a transfer of value—

(a) which is made by an individual on or after 18th March 1986 [but before 22nd March 2006]; and

(b) which, apart from this section, would be a chargeable transfer (or to the extent to which, apart from this section, it would be such a transfer); and

(c) to the extent that it constitutes either a gift to another individual or a gift into an accumulation and

IHTM によれば一般法の概念とされ、明確な定義はないが²⁶⁾、通説として、「貴族院の Pearson 事件判決²⁷⁾」が、以下の通り述べている。曰く、『現在の所有に対する現在の権利 (a present right of present enjoyment)』、つまり、財産が所得を生み出すか否かにかかわらず、当該の所得や所有に対する即時行使権を有する際に、ある者は所有持分権益を有する (a person has an interest in possession when they have 'a present right of present enjoyment' or an immediate right to the income or enjoyment of property (irrespective of whether the property produces income).)」とされる (IHTM16062)。かかる「所有持分権益」の課税上の取り扱いについては、IHTA 1984 §49 の 1 項が、「この法律の適用上、設定財産の所有持分権益を受益的に有する者は、その持分権益が存在する財産に対する受益権を有するものとして取り扱われる。……」と定め、同条 2 項で、「金銭または金銭的価値の対価の処分の結果として、者が設定財産の所有持分権益の適格性を有する場合に、当該対価の付与がどの程度、価値の譲渡 (移転) であるか、または課税対象の譲渡であるか否かの問題は、(1) に関係なく決定されるものとする (Where a person becomes entitled to an interest in possession in settled property as a result of a disposition for a consideration in money or money's worth, any question whether and to what extent the giving of the consideration is a transfer of value or chargeable transfer shall be determined without regard to subsection (1) above.))」と定めている。

ところで、Ian Maston (2015) は、「障がい者のための信託の創設がその家族の扶養のための処分の場合もまた、ありうるし、その一つの結果として、§11 のもとで保護を得るに十分に相当する『合理的な額 (reasonable)』²⁸⁾の障がい者信託への生前移転 (譲渡) と、必然的に課税の対象となりうる、死因を基因とする障がい者信託への総額の譲渡とは区別は興味ぶかいことの一つであり、重要である。」²⁹⁾とし、同氏は続けて、「2008年 Mckelvey

maintenance trust or a disabled trust;」と定め、障がい者信託ほか、2006年までについては累積扶養信託 (an accumulation and maintenance trust) への贈与は潜在的な価値の移転 (譲渡) ではないとして扱われる。島田真琴「イギリスにおける信託の機能と意義」慶応法学27号 (平良木登規男退職記念号) 230頁 (2007年) は、「2006年まで、累積扶養信託 (accumulation and maintenance trust)」という制度により、設定者が財産承継目的で子や孫のために裁量信託を設定する場合に関しては、特別な相続税の免除が認められていた。すなわち、設定者が25歳未満の子又は孫を受益者の一人として、当該受益者が25歳に達するまでに、その者に信託財産の全部又は一部を移転することを前提として信託を設定し、当該財産及びこれに関する収益を引き出さずに累積した場合において、当該受益者が25歳に達するまでに当該財産を相続その他の方法で取得すると、相続税は非課税とされていた。」とする。

26) 「所有権益持分 (an interest in possession)」の意味については、IHTM 16062 では、スコットランドにおいては制定法上の定義があるが、イングランドとウェールズまたは北アイルランドに制定法上の定義はないと説明される。

27) Pearson v IRC [1980] UKHL J0501-1. 本件は、1975年財政法の資本移転税 (capital transfer tax) の適否が争われた事案である。この事案の分析については、本稿IVでおこなう。

28) 前掲脚注)24 (IHTM 16062)。

29) Ian Maston, Tolley's UK TAXATION OF TRUSTS 2015-2016 233 (25th ed., 2015)。

事件最高裁判決は、信託は絡んでいないが、§11は、キャピタルの移転（譲渡）まで及ぶ旨を確認した（信託への譲渡（移転）がおこなわれるに際して §11 のテクニカルな問題は、当該信託が受益者である障がい者の便益（benefit）のためのみであるということを実にするとすることである）。³⁰⁾、という。ここで、Ian Maston が言及する2008年 McKelvey 事件最高裁判決³¹⁾を解析しつつ、みてみることにする。本件の争点は、娘から母親への家屋の引き渡しに IHTA 1984 §3A(4)³²⁾の適用上、有償譲渡（移転）に該当するか否か、母親の介護や扶養が IHTA 1984 §11(3) の範疇にあるか否かであった。

事実の概要は、次の通りである。未婚の娘は、年齢が85歳で盲目である健康状態の悪い未亡人の母親と一緒に生活していた。2軒の家屋を所有していた娘は、末期がんに苦しんでいると言われました。2003年の初めに、娘は家屋を母親に渡しました。娘は2005年に亡くなり、母親は2007年に死亡した。歳入庁は決定通知を発遣し、娘の当該家屋の母への贈与に対して相続税を課する決定通知を発遣した。当該家屋の総価額は£169,000であった。娘の遺言執行者は、母親の介護費を支払うための売却できるように当該家屋を贈与したとし、IHTA 1984 §11(3)のもと、譲渡（移転）を免除されると主張した。

【審議決定】

「Colin Bishopp 特別委員（special commissioner）（控訴一部容認）は、IHTA 1984 §11 の客観的な基準を定める『合理的な用意（reasonable provision）』に焦点を当てた。もちろん、合理的であったところの程度は、問われた必要性のみならず、寄贈者と受贈者の資力にも照らし併せ考慮されるであろうし、『合理的』の文言の使用はある意味、裁量の自由（a margin of discretion）を示唆し、これらの制限にかんがみれば、何が合理的であったかについての寄贈者の見解は、贈与を判断する基準ではなかった。しかしながら、本件においては、贈与がなされた時、母親は近い将来に有償の介護を必要とすると結論付けるのが妥当である。審判所（The tribunal）は、実際に起こったことに基づいて、そのようなケアの偶発的な必要性に過ぎず、贈与に関係なく、介護ケアは家族によって提供されたであろうという主張を否認した。贈与がなされた時点では、被相続人（＝娘）や彼女の兄弟が問題を認識していた可能性はそうではありませんでした。彼らの母親は日々の支援を故人に完全に依存しており、実際には、有料のケアに代わる現実的な選択肢はほとんどないという結論に達したでしょう。したがって、被相続人が母親の将来の介護費を支払う目的で贈与をするという決定は、合理的な理由に基づいていた。

残された唯一の問題は、与えられたその金額が合理的に必要以上であるか否かであり、その結果、IHTA 1984 §11(5)³³⁾により、按分が求められた。贈与がなされたとしても、

30) *Id.*

31) McKelvey v Revenue & Customs [2008] UKSPC (SPC 00694).

32) IHTA 1984 §3A(4) は、「譲渡人の死亡の7年以前の潜在的に免除される移転（譲渡）は、免除される譲渡であり、その他一切の潜在的に免除される譲渡は、課税の対象となる譲渡である（A potentially exempt transfer which is made seven years or more before the death of the transferor is an exempt transfer and any other potentially exempt transfer is a chargeable transfer.）」と定める。

有償ケアがすぐに必要なかったこと、母親が自分の(不特定の)資産を有していたこと、そして、支出が数年間にわたって発生する間に、利子を稼ぐ資本金が与えられたという事実を考慮に入れるべきであるという議論には、いくつかのメリットがあった。もし彼女が有償ケアを受け入れたとしても、母親が自分の家ではなく介護施設で、より高い費用で介護を必要としていたかもしれない可能性についても、いくらかの手当を払うべきである。

人身傷害事件で採用されたアプローチは適切であるように思われ、特に乗数と被乗数を取り、基本的な量に到達し、それを調整する必要がある。入手可能な限られた情報では、平均余命の最初の予測が正しかったとしても、被相続人がもう少し長くケアを提供できたであろうという根拠に基づいて、乗数は5.5、被乗数は2003年に母親自身の家でのケアの見積もりコスト£21,000である必要があった。これらの数字は、基本的な合計£115,500(=£21,000×5.5:引用者補注)であった。調整は、母親の家への入院の偶発性をカバーするために金額を追加することによって行われ、それは年間コストの大幅な増加だった。必要性の可能性と結果として生じる追加コストの両方を推測すると、基本的な合計は£25,000で増額されるべきである。

IHTA 1984 §11(5) は按分を許容し、上訴は、被相続人が母親に譲渡した財産の価値のうち、£140,500 が彼女の世話の合理的な準備を表彰し、贈与が IHTA の射程内にあると判断し一部容認した。残額は、7年以内の被相続人の死亡に照らして、IHTA 1984 §3A に該当する課税の対し対象となる譲渡とみなした。」

当最高裁の判断は、以下の通りである。

【判旨】

「1. Dolores Veronica Mckelvery (「被相続人」) は、2005年3月14日に死亡した。彼女は結婚したことがなく、子供もいなかった。彼女は母親の Mary Mckelvery (「Mckelvery 夫人」) と一緒に暮暮らしていた。1917年に生まれた Mckelvery 夫人は、1983年に未亡人になり、再婚しなかった。」

「2. 2002年後半または2003年初頭に、被相続人(故人)は医師から末期癌を患っており、6か月以内に生きることが期待できると伝えられた(もっとも、彼女は約2年間生存した)。当時、Mckelvery 夫人は85歳で、盲目で虚弱な健康状態であった。彼女は日常のニーズのほとんどを被相続人に依存していた。2003年3月31日、被相続人は所有していた投資財産(家屋)を Mckelvery 夫人に贈与として譲渡し、2003年5月20日、彼女は別の類似の財産を贈与として譲渡した。それぞれの譲渡日における2つの資産の総価額は、£169,000で合意されている。被相続人も Mckelvery 夫人マッケルビーもいずれの家屋にも居住していなかったが、譲渡後、Mckelvery 夫人は当該財産が生み出した所得から恩典を享受していた。Mckelvery 夫人は2007年2月3日に死亡した。……」

「3. 前述の簡単な事実は当事者間で合意されており、被相続人の遺言執行者(彼女の兄弟、

33) IHTA 1984 §11(5) は、「Where a disposition satisfies the conditions of the preceding provisions of this section to a limited extent only, so much of it as satisfies them and so much of it as does not satisfy them shall be treated as separate dispositions (下線:引用者).」と定める。

Ronald Mckelvey) による短く議論の余地のない主張があったが、口頭での証拠は聴いていない。判断の唯一の質問は、当該譲渡が、歳入関税庁が主張する、IHTA 1984 §3A(4) の課税の対対象の譲渡であったか否か、あるいは当該執行者が主張するように、夫人のケアや扶養のための合理的な準備を表彰し、IHTA 1984 §11(3) の範疇に入るか否かということである。……。現行 IHTA 1984 §11(3) の適用要件、次の3つの要件である。

3A 免除される可能性のある転送

1. (2) この法律において、潜在的に免除される移転（譲渡）は、次の価値の譲渡である。

1. (a) 個人によりおこなわれ、または1986年3月18日以降にされ、
2. (b) 本項は別として、有償の譲渡（または、本項とは別に、そのような譲渡となる範囲）、
3. (c) 当該価値の移転が、他の個人への贈与、または累積扶養信託若しくは障害信託への贈与のいずれかを構成する範囲。

(3) しかし、本条は、特定の定めめの処分（または価値の移転）が潜在的に免除された譲渡ではないことを定めるこの法律の規定に従って効力を有する。

(4) 譲渡人の死亡の7年以前に行われた潜在的に免除される譲渡は免除される譲渡であり、その他の一切の潜在的に免除される譲渡は有償の譲渡である。

(5) 潜在的に免除される譲渡の日に始まり、次の直前に終了する期間中-

1. (a) その日から7周年、または
2. (b) それより早い場合は、譲渡人の死亡。

(6) 本法の適用上、当該譲渡は免除される移転であるものとする。」

「5. 本条のみをみるに、被相続人の母親への贈与は当初、潜在的に免除される譲渡であったことがわかるが、当該被相続人は譲渡後7年以内に死亡したため、有償の譲渡となった。それが正しければ、相続税は当該被相続人の死因に基づき支払われる。しかし、遺言執行者は、贈与は譲渡を構成するものではなく、§11の効果が課税を除外することであるため、租税は支払われないと主張する。被上告人は、§11が適用される場合には、同条は§3A条の規定をオーバーライドし、当該執行者が主張する結果をもたらすことに同意する。そこで、§11は、以下の通り、定めている。

11 家族維持処分

1. (3) 処分が、処分を行う者の扶養親戚のために行われ、当該親族の世話介護または扶養のための合理的な用意である場合には、価値の移転（譲渡）ではない。
2. (5) 処分が本条の前項の規定の要件を限定的にのみ充たす場合には、それらを充たすも処分及び充たさない処分、別々の処分として扱われるものとする（Where a disposition satisfies the conditions of the preceding provisions of this section to a limited extent only, so much of it as satisfies them and so much of it as does not satisfy them shall be treated as separate dispositions.）。
3. (6) この条の内容は、

4. (6)「扶養親族」とは、いかなる者に関しても、以下の者をいう。

1. (a) 彼またはその配偶者の親族で、老齢または虚弱により自分自身を扶養することができない、または
2. (b) 母親またはその配偶者の母親（未亡人である場合、または夫と別居している場合）、または解散または婚姻の取り消しの結果として独身女性……」

「6. Mckelvery 夫人は、これらの両方の号の意味の範囲内で扶養親者であった。」

「7. 遺言執行者のケースはシンプルである。被相続人（故人）は、余命がわずかであり、母親のケアをする能力がすぐに終わることを知って、母親の自宅での介護、または必要に応じて、ケアホームのいずれかににおける将来のケアのために支払う資金を提供するために、母親に2つの財産を譲渡した。当該被相続人の明白な意図は、必要に応じて不動産を売却し、売却代金をそのようなケアの費用に充てることであった。当時、遺言執行者はイギリスに住んでおり、被相続人故人と夫人は北アイルランドに住んでいた。彼と故人の3人の姉妹のうち、1人はカナダに住んでおり、もう2人は北アイルランドに居住していたが、家族とビジネスの約束があり、母親の介護者として行動することは非常に困難であった。したがって、被相続人故人が母親の面倒を看ることができなくなったら、Mckelvery 夫人は有償のケアに依存するということ想定されなければならなかった。Mckelvery 夫人はケアの費用を賄うのに十分な資金を有していなかったが、当該被相続人故人は財産がなくても、多くはないがそのニーズを満たすのに十分な資源を有しており、他の人に対する道徳的またはその他の経済的債務はなかった。被上告人は、当該故人が贈与をおこなった動機であったことに異議を唱えていない。……」

「12. 遺言執行者の弁護士である Sheena Grattan は、夫人が有償のケアを受け入れることを拒否した結果、故人の贈与が促されなかったという事実は重要ではないと主張した。唯一の考慮事項は、IHTA 1984 §11(3) の適用上、贈与が行われた日付における贈与者の意図であった。この場合、その時点での故人の意図は明らかに §11(3) の範疇に入り、その結果、贈与は制定法上の意味の範囲内での価値の移転（譲渡）ではなく、IHTA 1984 §3A の効果から除外された。原則と金額の両方の規定の合理性は、当該規定が、資産の使用を監視するためにその後、贈与者に悪用される危険がなかったため (not open to)、贈与が行われた場合にのみ考慮しうる。さらに、考慮すべきことは何が合理的であるかについての贈与者の評価であり、基準は完全に客観的ではなかったと彼女は主張した。……」

「14. 係争中の決定通知の担当者であり、公聴会で内国歳入関税長を代表した Colin Ryder は、被相続人故人によってなされた贈与の類は、この場合、受益者の扶養ではなく、ケアを意図するものとして、原則として、IHTA 1984 §(3) の範疇に入りうることを認めた。しかし、彼は、IHTA 1984 §11 は、全体として、贈与の差し迫ったまたは差し迫った必要性があり、それまたは販売収益がかなり短期間に適格な目的に使用されることを想定していると主張した。単なる偶発的な必要性だけでは十分ではない。要件が厳密に適用されなかった場合には、議会が明確に意図した濫用の余地は限定的に譲歩されるものとする。」

「16. Ryder 氏のアナロジーが適切であると確信されない。結婚を対価とする贈与は、婚姻が行われる前に行われた場合、婚姻が実際に行われる場合にのみ贈与が有効であるという暗黙の、あるいは場合によっては明示的な条件に従う場合がある。IHTA 1984 §§23-24³⁴⁾の定める贈与は、制定法上の要件の対象となる場合がある。要件が12か月以内に満たされない場合、免除されない。しかし、被相続人故人の Mckelvery 夫人への贈与が、明示的または黙示的な条件の対象であったと考える理由はない。むしろ、母親が必要になったときにいつでも売却代金を利用できるようにするために、彼女がそれらを促したことは満足される。当該故人の予測寿命は短く、不動産を売却する必要が生じる時期がすぐに来ると彼女は間違いなく想定していたが、予想よりも長く生き残ったことで贈与を後悔したと結論付ける必要はないと考える。彼女の母親の経済的ニーズは、母親が有償のケアを必要とし、受け入れることを前提として、繰り延べられたかもしれないが、それらは排除されていない。また、夫人が有償のケアを受け入れることを拒否したことも重要ではない。故人は、何が起こるかを知っていたら、兄弟と一緒に母親にそのような世話を受け入れるよう説得しようとし、それに応じて彼女の贈与がケアの資金を調達する目的で使用されるという意図を維持していたであろうようにおもわれる。」

「17. しかし、これらの結論は、Ryder 氏の議論への完全な回答ではない。彼は、IHTA 1984 §3A(5) は譲渡人が死亡するまで租税が支払われるかどうかを考慮しないことを明確にしているため、§3A それ自体は遡及的要素を含意すると指摘する。したがって、彼は、贈与の行使とその死の間に何が起こったかを考慮に入れることは許されると述べた。反対の Grattan 女史の議論は、ケアまたは扶養の必要性及びその限られた受領者層を明確に同定できるほどの贈与のみを免除することであった法律の仕組みまたは目的と一致していなかった。」

「18. この問題に関して、Grattan 女史が全体として正しく、Ryder 氏の議論は、その基準を担保し得ない恣意的な要素が含まれており、正当化できない。被相続人個人の主治医が最初に予測したとき、つまり2003年6月頃、そして実際問題として Mckelvery 夫人の有償ケアの手配が可能になる前に、当該故人が亡くなったと仮定します。そのような状況では、特に死後短期間にそれらが実際に意図された目的のために使用された場合、免除から当該贈与を除外することはほとんど合理的ではない。しかし、Ryder 氏が正しければ、

34) IHTA 1984 §23 (慈善団体への贈与) は、「(1) 価値の譲渡は、それらによって譲渡された価値が慈善団体又は当登録クラブに与えられた財産に基因する範囲で免除される。

(2) 上記 (1) 項は、次の遺言またはその他の処分が与えられた場合には、財産に関しては適用されないものとする。

(a) 一切の持分権益または期間の価値の移転後の終了時に有効になる、または

(b) 譲渡後12か月以内に満たされない条件、または

(c) 解除条件付き。

この目的のために、価値の譲渡後12か月の時点で無効になっておらず、その期間以降に無効でない処分は、(それ以前に無効であるか否か否かにかかわらず) 無効できないものとして扱われる。」と定める。IHTA 1984 §24 は、政党への贈与について定める。

贈与者の死後の出来事は無視されなければならない。代わりに、そのような想定される状況でそれらを考慮に入れることができる場合、贈与者の死後どのくらいの間、精査する必要があるか。代わりに、Mckelvery 夫人が故人よりも先に突然亡くなったとする。その場合、贈与はどのように考慮されるべきか。この法律は指針を与えていない。」

「19. さらに、IHTA 1984 §3A の唯一の遡及的要素は、実際にそれが本当に回顧的な要素である場合には、IHTA 1984 §3A(4) により、潜在的に免除される譲渡は、贈与者が7年間生存している場合は免除譲渡になり、そうでない場合には有償譲渡となる。IHTA 1984 §11 は、その規定する要件のいずれかが充たされる場合には、§3A の定めに従って、『価値の移転』から贈与を除外する。故に、§11 が適用される場合、贈与は「価値の移転」ではなく、§3A は適用されない (Inheritance Tax Act 1984 section 11 Section 11 excludes a gift from the description of “transfer of value”, to which alone s. 3A is directed, if any one of the conditions it prescribes is met: thus if s. 11 is engaged, the gift is not a “transfer of value” and s. 3A does not apply to it at all.)。私の判断では、法律の構造と、Ryder 氏が正しい場合に私が提案した架空の状況を解決することが不可能であることの双方の見地から、IHTA 1984 §3A(1) と §11 は、贈与が有効になった時に、贈与の特性を考慮しなければならないという仮定に基づいてのみ読むことができ、その結果、§3A が適用されるかどうかが決定的なことになる。したがって、この規定の合理性は、2003年3月と5月に合理的に信じられていた状況に照らして考慮されなければならない、後で判明した状況ではないと結論付ける。」

「20. しかし、私は、合理的なことに對する被相続人故人の見解だけが関連しているという Grattan 女史の主張は受け入れられない。IHTA 1984 §11 は『合理的な用意』に焦点を当てており、客観的な基準を示唆している。もちろん、合理的なものの程度は、対処されたニーズだけでなく、贈与者と受贈者の資金にも照らして考慮される可能性があり、「合理的」の文言の使用は裁量の自由を意味するが、それらの制限を条件として、何が合理的であるかについての贈与者の見解は、贈与が判断される基準ではないように考える。」

「21. 本件を如何に観察しようとも、贈与がなされたとき、Mckelvery 夫人が近い将来に有償のケアを必要とすると結論付けるのが合理的であったことは疑いの余地がない。私は、実際に起こったことに基いて、そのようなケアの偶発的な必要性に過ぎず、贈与に関係なく、ケアは家族によって提供されたであろうという Ryder 氏の主張を拒否する。私の判断では、贈与がなされたとき、それは被相続人故人またはその兄弟が問題を認識した可能性は低かった。彼らの母親は、そして私が理解しているように、しばらくの間、日々の支援を故人に完全に依存していた。私がすでに彼らに与えた理由と冷静な部外者は、私の見解では、実際には、有償のケアに代わる現実的な選択肢はほとんどないという結論に達したでしょう。私は、当該故人が母親の将来の介護費を支払う目的で贈与をするという決定が合理的な理由に基づいていたことに満足している。」

「22. 残っている唯一の問題は、Ryder 氏が主張したように、与えられた金額が合理的に必要な以上であったかどうかであり、その結果、IHTA 1984 §11(5) により配分を行うこと

が求められる。」

「23. 私はすでに Grattan 女史さんの主張を述べた。Ryder 氏は、考慮すべき要素には、贈与が行われたとしても、有償ケアの即時の必要性がないという事実、Mckelvery 夫人が自身の資金を有していたこと（ただし、それらの資金に関する情報は提供されなかった）、数年に亘って発生するという利子を稼ぐ資本金が与えられていたという事実が含まれると主張した。これらの点のほとんどにはいくつかの論拠があるとおもわれるが、Mckelvery 夫人が（有償ケアを受け入れていたとしても）マ夫人が自分の家ではなくケアホームでケアを必要としていた可能性についても、いくらかの手当を払う必要があるとおもわれる。」

「24. 前述のとおり、私は望むべき程の多くの情報を提供されなかった。人身傷害の場合に採られたアプローチは適切であるようにおもわれる、とりわけ標準額に到達するために乗数と被乗数をとるべきであり、それから調整されるべきある。入手可能な限られた情報でできる限りのことをし、2003年3月と5月の状況を考慮して、私は、乗数が5.5であるべきであり、彼女の平均余命の最初の予測が正しかったとしても、被乗数は2003年のMckelvery 夫人の自宅での見積もられたケアの費用である£21,000であると結論付けた。これらの数字は、標準的な総額£115,00となる。」

「25. 私が提案する調整は、Mckelvery 夫人のホームへの入院の偶発性をカバーする金額を追加することであり、証拠がなくとも、年間コストが大幅に増加したことは間違いない。必要性の可能性と結果として生じる追加コストの両方を推測することしかできないが、標準的な総額はこの金額で£25,000増やす必要があると結論付けました。私は、Ryder 氏の指摘には、長期間にわたって発生した費用を賄うために一時金が与えられたというメリットがあると考えたと説示したが、これは通常、乗数の割引によって人身傷害事件に反映される事実であるが、この場合、乗数はすでに小さく、Ryder 氏の主張を満たすために差し引かれるべきものとすべき金額との差は将来の（Mckelvery 夫人の自宅でのケアの）増加を可能にするために追加されることは、どちらの金額でも調整を行うべきではないほど少ない可能性が高い。Ryder 氏の主張と Grattan 女史の譲歩にもかかわらず、故人の明らかな意図は資金的不足を満たすことではなく、彼女が母親に無償で行っていたことの交換を提供することであったため、Mckelvery 夫人自身の資金に関して調整を行うことは適切ではないと考える。したがって、私は、移転（譲渡）が行われた時点での合理的な準備・用意は総額で£140,500に達したと結論付ける。」

「26. いずれの当事者もこの点について具体的に言及していないが、私が合理的な準備であると判断した金額と、与えられた価値との差は£28,500で非常に僅かであり、マージンを許可し、2つの譲渡（移転）は一緒に合理的な用意と考えるべきであると結論付ける必要がある。一瞥すると、そのような結論は、ここにあるように、故人が何らかの苦痛を感じていたとき、そして彼女が金額ではなく財産を与えたときに贈与をしたとき、さらに魅力的に見て取れる。私はすでに『合理的』という文言がいくらかのマージン（裁量の自由）の可能性を意味するということを試み、説示した。しかし、これは、故人がそのような評価を行ったという証拠がないため、贈与者の必要性の評価が合理的な範囲内であるかどうか

かを決定する必要がある場合ではなく、むしろ、合理的な準備について私自身の結論に達する必要がある。そのような状況では、私は、仮説的な意見の相違を可能にするためにさらに金額を追加することは適切ではないと結論付けた。IHTA 1984 §11(5) は、按分を認める。これは、贈与が完全に適格であるか、まったく適格でない場合ではない。そのことは、私が拒否したアプローチは、贈与の価値を慎重に検討しない者に有利となる。……」

(2) 1992年課税利得法 (Taxation of Chargeable Gains Act 1992: TCGA 1992) からの観察

ここでは、キャピタルゲイン税のほうから、障がい者信託を含む信託課税を観察する。歳入関税庁のキャピタルゲイン税に係る内部マニュアル (Capital Gains Manual: CG) によれば、2003年11月、英国財務省はキャピタルゲイン税 (CGT) と所得税 (IT) に係る「信託の近代化」プロジェクトに取り掛かり、その主たる目的、IT と CGT の定義を調和させることであったとされる (CG 33100)³⁵⁾。

TCGA 1992 §62 は、死亡時のキャピタルゲインの課税に関し、「この法律の適用上、故人が処分する能力を有していた資産は、(a) 死亡日における市場価額と同等の対価で、個人代表者またはその他の者が取得したものとみなされ、(b) 当該者の死亡時に当該者によって処分されたとはみなさないものとする (当該者が遺言処分の対象であったかどうかにかかわらず)。」と定める。死亡に伴う財産権の移転及びセツルメント (settlement) の設定・終了もキャピタルゲイン税の課税原因となる場合があるとされる³⁶⁾³⁷⁾。TCGA 1992 の第2章は、セツルメントのキャピタルゲイン税について定める。当該セツルメントの文

35) CGT の主な変更点は次のとおりである (CG 33100)。

- ・2004年4月6日より、信託適用率 (RAT) が60%に引き上げられた。
- ・2004年4月6日より、脆弱な受益者のための信託の新しいレジームが導入され、全体的な責任は脆弱な受益者の立場に基づくようになった。
- ・2004年4月6日より、CGT の設定者の新しいスタンドアロン定義がほとんどの目的で導入されたが、実際の変更は非常に小さかった。
- ・2007年4月6日より、受託者の居住者基準は既存の IT の基準と平仄を合わせ、特定の受託者の特別待遇は廃止された。
- ・2006年4月6日より、適切な選択が行われた上で、「サブファンド」を別のセツルメントとして扱うオプションが導入された。

IT と IHT に対する他の大きな変更が同時に導入された。2004年財政法で制定された上記の簡条書きと、2005年財政法で適時的に制定された脆弱な受益者に対する特別扱いとは別に、CGT の変更は2006年財政法で制定された。

2006年財政法はまた、IHT の信託の取り扱い方法の大幅な改革を導入しました。これは、このマニュアルの適切な場所で議論されている CGT に影響を及ぼしました。それは近代化プロジェクトの一部ではありませんでした。

36) 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早法81巻3号261頁 (2006年)。イギリスのキャピタル・ゲイン税の沿革については、「イギリスは、一時的な利得、偶発的な利得を所得の範囲に含めないという理解にたち、キャピタル・ゲインについても所得の範囲から除外してきたため、キャピタル・ゲインに対する課税は比較的近年になって行われるようになったものである。短期保有の資産から生ずるキャピタル・ゲインに所得税を課すこととしたのは1962年のことであり、

言の意味については、CG では、「CGT（キャピタルゲイン税）は、セツルメントの受託者に課される。『セツルメント』の文言は、……『信託』³⁸⁾とほぼ同じ意味を有するが、ある具体的なセツルメントには、異なる財産または異なる個人を扱う複数の信託またはファンドが含まれる場合がある。セツルメントは、CGT 適用上、課税対象のエンティティとして扱われる。……『セツルメント』の文言は、CGT または IT（所得税）の一般的な適用の目的のためには定義されていない。」とされる（CG 33100）。

その後、これを補完するために、1965年財政法で、個人および法人が資産の処分により取得したキャピタル・ゲインについてキャピタル・ゲイン税（Capital Gains Tax）が導入されたことに伴い、短期保有の資産から生ずるキャピタル・ゲインに対して課する所得税は1971年に廃止されるに至っている。その後、1979年にキャピタル・ゲイン税法（Capital Gains Tax Act 1979（CGTA 1979））が、1992年にはキャピタル・ゲイン課税法（Taxation of Chargeable Gains Act 1992（TCGA 1992））が制定され、これらの法律により、キャピタル・ゲインに対する種々の規定が統合されることとなった。いずれにしても、イギリスでは所得税とは別枠で、キャピタル・ゲインに対してはキャピタル・ゲイン税を課するという二元的な制度が採られており、また、わが国のように資産の保有期間に応じて、長期保有の資産と短期保有の資産とで税額計算の仕組みを区別するという制度は採られていない。」と説明される（同、257-258頁）。

- 37) TCGA 1992 §70 は、「セツルメントへの移転（譲渡）は、取消可能か取消不能かにかかわらず、譲渡人が当該セツルメントの下で受益者として何らかの持分権益を有しているか否かにかかわらず、および当該譲渡人がセツルメントの受託者または唯一の受託者であるか否かにかかわらず、設定される財産になることによるすべての財産の処分である（A transfer into settlement, whether revocable or irrevocable, is a disposal of the entire property thereby becoming settled property notwithstanding that the transferor has some interest as a beneficiary under the settlement and notwithstanding that he is a trustee, or the sole trustee, of the settlement.）」と定める。具体例として、「例えば、贈与者が自分の家についてセツルメントを設定して、死亡時までこの家に住む権利を留保し、死後、甥に居住させる目的で贈与することとした場合、また、家屋の所有者が当該家屋についてセツルメントを設定し、高齢の叔母にその死亡時まで当該家屋で暮らす権利を与え（すなわち、「生涯権」を与え）、叔母の死後、当該家屋に自分で居住する権利を留保している（「残余権」を有している）場合など、セツルメントの設定により、実際に譲渡したのが財産権の一部にすぎないと解される場合にも、当該財産全体（entire property）の価格に基づいて課税される。」場合があげられる（同上[高野]、261-262頁参照）。

- 38) 信託の意味に関し、CG 33020 は、『信託』の文言は、次の特定の者の間の関係をいう。

- ・法律で認められている者
- ・特定の財産に関連を有し、
- ・信託法の規定に基づき執行しうる者

通常の場合、この関係には5つの要素があり、TCGA では『セツルメント』と説明される。

1. 委託者
2. 受託者
3. 受益者
4. 設定財産
5. 目的

（スコットランドではないが、イングランドとウェールズと北アイルランドでは『信託』という文言が伝統的に特定の義務を表すために使用されていることに留意する；TCGA のいくつかの部分は「担保となる信託で保有されている財産を指す。」とされる。

まず、相続税との関係に関し、死亡時のキャピタルゲイン税の取り扱いについて、TCGA 1992 §73³⁹⁾ は、ライフテナント (終身賃貸人) の死亡は、キャピタルゲイン税から除外している。この点、「ある者が絶対的な権利を得る機会が、その所有持分権益の適格性を有する者の死亡による当該持分の終了である場合には、以前に保留請求があった場合を除き、処分とみなされる課税対象の利得 (gain) または許容可能な損失は存しない。」と説明される (CG 36454)⁴⁰⁾。

次に、委託者の課税上の位置づけをみてみることにする。上述のとおり、キャピタルゲイン税は受託者に課されるが、セツルメントの受託者へのキャピタルゲイン課税については、TCGA 1992 §69(4) は、以下の旨、定める。曰く、「受託者に発生した課税対象の利得について、セツルメントの受託者またはいずれかの受託者に課せられた租税が、受託者によって支払われうる日から6か月以内に支払われない場合には、およびその期間の6か月の満了前または後に、課税対象の利得が生じた資産、またはその資産の売却収益の一部が、受託者によって当該資産に対して絶対的に権利を有する者に譲渡された場合には、その人は、税金が支払われるようになった時点から2年以内にいつでも査定され、(受託者の名前で) の金額に等しい金額で課される租税を超えないキャピタルゲイン税の金額に対して租税を課される。請求可能な利益、および資産または収益の一部のみが譲渡された場合は、その金額の比例部分を超えないこと (If tax assessed on the trustees, or any one trustee, of a settlement in respect of a chargeable gain accruing to the trustees is not paid within 6 months from the date when it becomes payable by the trustees or trustee, and before or after the expiration of that period of 6 months the asset in respect of which the chargeable gain accrued, or any part of the proceeds of sale of that asset, is transferred by the trustees to a person who as against the trustees is absolutely entitled to it, that person may at any time within 2 years from the time when the tax became payable be assessed and charged (in the name of the trustees) to an amount of capital gains tax not exceeding tax chargeable on an amount equal to the amount of the chargeable gain and, where part only of the asset or of

39) TCGA 1992 §73 (Death of life tenant: exclusion of chargeable gain) (1) は、「Where, by virtue of section 71(1), the assets forming part of any settled property are deemed to be disposed of and reacquired by the trustee on the occasion when a person becomes (or would but for a disability become) absolutely entitled thereto as against the trustee, then, if that occasion is the termination of a life interest (within the meaning of section 72) by the death of the person entitled to that interest—

(a) no chargeable gain shall accrue on the disposal, and

(b) if on the death the property reverts to the disposer, the disposal and reacquisition under that subsection shall be deemed to be for such consideration as to secure that neither a gain nor a loss accrues to the trustee, and shall, if the trustee had first acquired the property at a date earlier than 6th April 1965, be deemed to be at that earlier date。」と定める。

40) さらに、CG 37102 (絶対的適格性: 効果: 終身賃貸人の死亡 ()) では、「絶対的適格性が、その利息を受け取る権利を有する人の死亡による終身権益持分適格性を有する者の死亡により終了する場合には、CG 36454 を参照されたい。」とする。

the proceeds was transferred, not exceeding a proportionate part of that amount.)」

(次号に続く)

【謝辞】

本研究は、JSPS 科研費 19K01437 の助成を受けたものである。